

康德十年五月

滿洲財界事情第一〇號

第三次金利調整の意義及其の内容

滿洲興業銀行考査課

第三次金利調整の意義及其の内容

最近に於ける我國金融界の情勢を觀るに、國內資金動員の積極化、重點的金融の強化及金融機構の整備等金融諸對策の進展に依り、戰時金融體制は著しく強化されるに至つた。即ち大東亞戰爭勃發以來我國戰時生産力の増強に對する要請が益増大しつゝあるに對し、金融の面よりする之が遂行に遺憾なからしめんが爲、特に昨年以來種々の施策となつて現れて居るのである。即ち昨秋來滿洲中央銀行の改組、各地普通銀行の整備兼統、本年に入つては滿洲中央銀行、橫濱正金銀行間の借款協定の成立、滿洲中央銀行、當行及橫濱正金銀行間の業務分野の調整、中銀に於ける鑛工業金融、普通金融部門の移讓、共同融資特別勘定の設定、國債發行價格の引上、中銀及當行貸出金利の引下等金融施策は活潑なる展開を示して居るのである。過般行はれた第三次金利調整も亦斯る施策の一環として重要意義を持つものであつて、豫て經濟部、滿洲中央銀行間に於て協議中の所、

金利調整基本規約の決定を見るに至り、去る四月十五日より實施されるに至つたのである。以下之が意義及其の内容に付概説する。

一、第三次金利調整の意義

周知の如く我國に於ては、建國前經濟機構の半封建的性格を反映して著しく高率且不均衡なる金利が普遍化して居たのである。之が爲建國後、經濟建設の圓滑なる遂行を期する爲、逸早く低金利政策が實施され、最近に於ける一般金利は建國當時に比較して可成りの低下を示すに至つたのである。然し乍ら金利の低下は急速に、大幅に行ひ得るものに非ず、而も地域的事情も考慮されねばならぬので、之を全般的に見るならば未だ高金利の存在が認められ、標準金利に比し著しい差が認められるものがあつたのである。然るに最近に於ける國債の發行は年々巨額に上りつゝあり、之が消化に行ては今後一般金融機關に於て一層積極化せねばならぬ時、現在の如き金利狀態下に在つては之等金融機關の採算悪化は必然

的に増大するものと見られ、斯くては現下最重要政策たる預金吸収にも支障を及ぼすこととなるのである。又之等金融機關の預金高金利は當然貸出高金利を伴ふものである以上、各種企業の原價昂騰の原因ともなり、勢ひ企業經營の健全なる發展を阻害し、特に生産部門に於ける再生産の圓滑なる遂行を困難ならしめることとなるのである。即ち一般金利の低下を圖ることは、公社債消化等戰時金融政策の運営を一段と容易ならしむると共に重要事業及重要物資關係貸出金利の低下を可能ならしめ、生産増強を推進する上に極めて重要意義を持つものであることは言ふまでもないのである。

而して今回の金利調整に依り一般金利が全面的に標準金利、國債金利と均衡を示すに至つたことは請ひ得ないのであるが、我國國民經濟の構成及其の發展段階等より考察するならば、一般金利を一舉に標準金利、國債金利に接近せしめるとは大なる困難を伴

ふのであるから、客觀的情勢の進展に即應しつゝ漸次實現を期するより外なほと考へられるのである。尙本調査に於ては、從來實現されなかつた貸出金利に付ても協定が行はれたのであつて、之に依り低金利政策は一段と強力なものとなり、生産増強にも大なる寄與を爲すものと期待されるのである。

三、第三次金利調整の内容

第三次金利調整に付ては金利調整基本規約及金利調整追加規約に詳細なる規定が設けられて居るのであるが、以下從來實施されたる第一次預金金利協定（康徳八年一月一日より實施）及第二次預金金利協定（康徳八年十月一日より實施）と比較しつゝ述べることにする。

先づ金利協定實施の地域範圍に行て觀るに、第一次預金金利協定が四都市、第二次預金金利協定が十三都市の金融機關を對象とせるに對し、第三次金利調整に於ては全滿各都市の金融機關を對象

として居る。之を各次協定別に示せば次の通である。

第一次預金金利協定	新京、奉天、哈爾濱、安東
第二次預金金利協定	齊々哈爾、佳木斯、牡丹江、圖們、延吉、龍井、吉林、四平、錦嶺、撫順、鞍山、營口、錦州
第三次金利調整	全滿各都市

次に預金利率の通用に付て觀るに、第一次及第二次預金金利協定に於ては、協定都市の各金融機關を有力銀行及預金金利低率なるもの（甲種銀行）、其の他のもの（乙種銀行）の二種に區分し、夫々基準金利を規定して居たのであるが、第三次金利調整に於ては、全滿各都市を甲地（第一次及第二次協定に於て規定せる十七都市）、乙地（新たに規定せる二十八都市）、丙地（甲地及乙地以外の地）の三地に區分し、更に各金融機關を特殊銀行、第一種銀行（從來の甲種銀行）及第二種銀行（從來の乙種銀行）の三種



に區分し、各地區別及各金融機關別に夫々基準金利を設けて居るのである。而して今回の調整に於ては、特殊銀行の金利は従來通に据置くこととなつたが、實施地を全滿に擴大することとし、一般金融機關の金利引下を行つた爲、基準金利は全滿を通じて相當低下を見、各地間の不均衡なる金利も改善されるに至つたのである。尙今回の調整に於ては國民儲蓄會幹旋に依る預金等の如く基準金利以外の特定金利を適用するものに對しては別に規定を設け、興農合作社各種備金に付ても例外扱とすることを認むる等金利調整運用の萬全を期して居る。之等の内容を示せば次の通である。

金融機關の區分

特殊銀行	滿洲中央銀行、滿洲興業銀行、橫濱正金銀行、東洋拓植株式會社
第一種銀行	新京銀行、興德銀行、奉天商工銀行、奉天銀行、濱江實業銀行、安東商工銀行、東邊實業銀行、吉

都市の區分

	<p>林銀行、東興銀行、東滿銀行、興亞銀行、商工金融 合作社、興農合作社</p>
<p>第二種銀行</p>	<p>齊々哈爾商工銀行、益發銀行、益通商業銀行、功成 銀行、志城銀行、瀋陽商業銀行、德泰銀行、大成銀 行、大東銀行、錦熱銀行、三江銀行、猶泰國民銀行、 中國銀行、滿洲無盡協會加盟の各無盡會社、</p>
<p>甲地（十七都市）</p>	<p>新京（范家屯を含む）、奉天（蘇家屯を含 む）、哈爾濱、安東、四平、撫順、鞍山、 鐵嶺、營口、錦州、吉林、牡丹江、佳木斯、 齊々哈爾、圖們、閭島、龍井、</p>
<p>乙地（二十八都市）</p>	<p>瓦房店、熊岳城、蓋平、大石橋、海城、遼 陽、通化、鳳城、本溪湖（官ノ原を含む）、 開原、西安、公主嶺、承德、赤峰、阜新、</p>



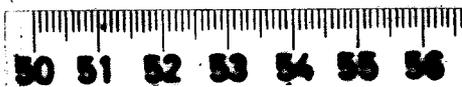
基準利率

丙地

右甲地及乙地以外之地

通遼、洮南、白城子、海拉爾、黑河、北安、克山、海倫、綏化、東安、富錦、琿春、敦化、

丙地	乙種		甲地		地域別
	特殊銀行	第一種銀行	特殊銀行	第一種銀行	機關別
其他	四〇%以下	五八%以下	四〇%以下	五五%以下	定期預金 據置預金
※五五%以下	六〇%以下	五〇%以下	五五%以下	四七%以下	當座預金 特別當座預金
※五厘以下	二厘以下	四厘以下	二厘以下	三厘以下	通知預金
※一〇厘以下	六厘以下	九厘以下	六厘以下	八厘以下	定期積金
※一一厘以下	一一厘以下	一一厘以下	一一厘以下	七厘以下	
※一一厘以下	七厘以下	一二厘以下	七厘以下	九厘以下	
※五五%以下	六〇%以下	五五%以下	五五%以下	四四%以下	
	四六%以下	六〇%以下	四六%以下	五〇%以下	



(註) 1 ※印利率は他に第二種銀行存在する場合に於ける第一種銀行の基準利率とす

2 %に依る利率は年利、厘に依り利率は日歩を示す

次に貸出利率に付て観るに、前述の如く之が規定は本調整に於て始めて實施せられたものであり、本調整に於ける重要部分を爲すものであるが、今回は地域別、金融機關別に夫々基準利率を設けず、全滿一律に最高、最低の基準利率を設けて居るのである。即ち最高利率を日歩三錢五厘、最低利率を同日歩一錢二厘とし、實行金利に付ては企業の性能に應じ此の範圍内に於て適當に實施せしめることとして居るのである。

(那須稿)